

令和 8 年度 建設工事発注機関労働災害防止 連絡協議会

令和 8 年 7 月 2 日

名寄労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 労働災害について
- 労災隠しと電子申請の原則義務化について
- 労働者死傷病報告と労災隠し

労働災害について — 「労働災害」とは

「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、**労働の対償**として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。（労基法第11条）

「労働災害」とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、上記、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、**労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること**をいう。（安衛法第2条）

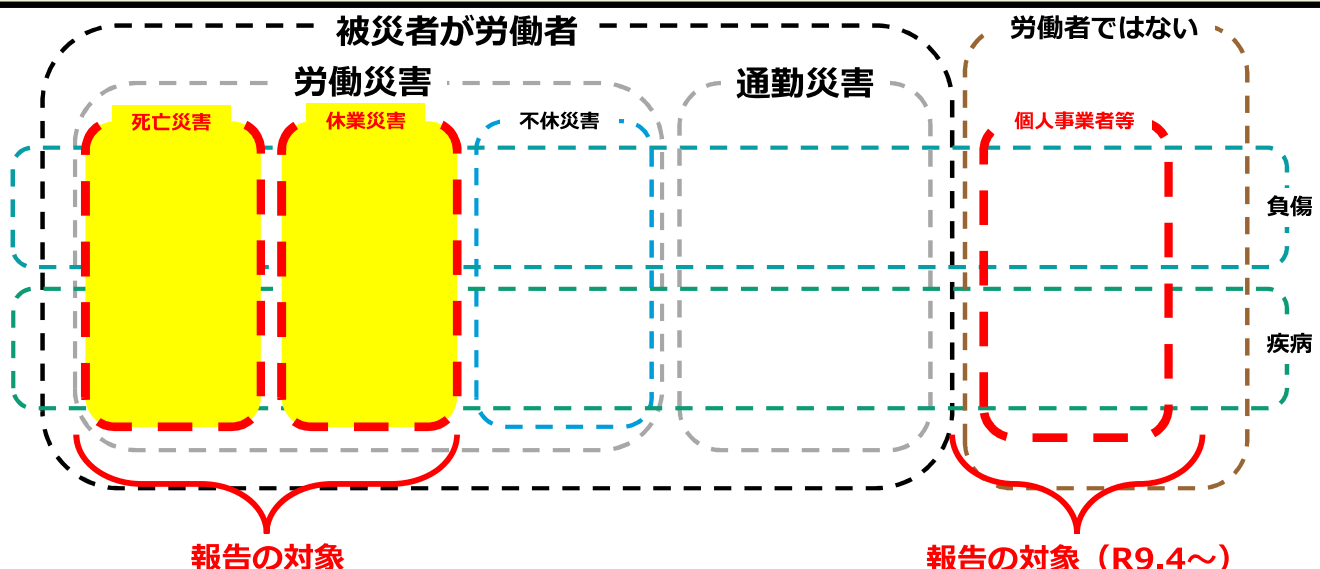
- 労働者は、労働の対償として賃金を得る。
- 労働災害とは、業務に起因して労働者が負傷、疾病、死亡することをいう。

労働災害を防止することは事業者の責務であり、その責務を果たすため、法令や指針、ガイドライン等の遵守はもちろんのこと、法令等の要件を上回る措置を講じることが肝要である。

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「**労働災害等**」という。）により**死亡し、又は休業した時は、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。**（安衛則第97条）

1. 労働保険番号（**建設工事の作業**に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は**元方事業者の労働保険番号**）
2. 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
3. 常時使用する労働者の数
4. 建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は**当該工事の名称**
5. 事業場の構内において作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称
6. 建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は**元方事業者の事業場の名称**
7. 派遣労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は、当該報告を行う事業者が当該派遣労働者に係る同条第四号に規定する派遣先又は同号に規定する派遣元事業主のいずれに該当するかの別並びに当該派遣先の事業場の名称及び郵便番号
8. 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間並びに傷病の名称及び部位
9. 休業見込期間又は死亡日時
10. 労働者が外国人である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分
11. 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因
12. 報告年月日並びに事業者及び報告者の職氏名

- 労働者死傷病報告は、「労働災害」の中でも、「死亡災害」「休業災害」が発生した場合に行わなければなりません。
- （安衛法における）休業災害とは、丸1日以上就労できない休業災害を指します。
- 令和7年1月1日より、労働者死傷病報告は、原則「電子情報処理組織」を使用して行うことと、法令改正がなされました。



労災隠しと電子申請の原則義務化について

- ❑ **労働者死傷病報告を行わないこと（労災隠し）や実際と異なる内容の報告を行うこと（虚偽報告）は悪質な法令違反です。**
- ❑ 労災保険の休業補償を請求していない場合にも、労働者死傷病報告の提出が必要です。
- ❑ 休業期間全てに対し年次有給休暇を消化したとしても、労働者死傷病報告の提出が必要です。
- ❑ 業務上疾病の場合も労働者死傷病報告が必要です。



死亡労働災害を把握した場合は、迅速に監督署までご連絡をお願いいたします。

- ❑ 令和7年1月1日より、労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されました。
- ❑ 現時点では紙での提出を妨げるものではありません。
- ❑ 旧様式での提出は原則廃止となっております。



労働局・労働基準監督署への申請・届出はオンラインをご活用ください

旧様式第24号

旧様式第23号

※労働者死傷病報告のほか、定期健康診断結果報告の一部、各種選任報告も電子申請が原則義務化されました。

- 労働災害統計について
- 令和 7 年発生之死傷災害（北海道、名寄署）
- 令和 8 年発生之死傷災害（北海道、名寄署）

労働災害統計表について

- 地域ごと（北海道、名寄、等）の労働者死傷病報告の提出状況を表にして取りまとめたもの。
- 件数に計上されるのは、休業 4 日以上の災害及び死亡災害。
- 暦年（毎年 1 月 1 日～12月31日）で発生した件数を集計。
- 業種ごとに災害件数を取りまとめ。
- 派遣労働者の場合は、派遣先、派遣元、それぞれの事業者に報告義務があるが、派遣元労働者の件数は統計に計上されない。
- 通勤災害は件数に計上されない。
- 「事故の型」や「起因物」別などの分析を行うためにも用いられる。

令和7年発生 of 死傷災害 (北海道)

- 全道の令和7年発生 of 労働災害件数は7,779件 (内、死亡49件)。
- 前年と比較して、死亡災害は1件増加、死傷災害は854件 (9.9%) 減少。

令和7年 業種別労働災害発生状況 その1

		令和7年確定値						北海道労働局					
業種別	区分	令和7年			令和6年			対前年		業種割合	令和6年確定値		
		死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	(%)	死亡	休業	合計
全産業合計		49	7,730	7,779	48	8,585	8,633	-854	-9.9	100.0	48	8,585	8,633
製造業		6	1,103	1,109	7	1,114	1,121	-12	-1.1	14.3	7	1,114	1,121
食料品		1	544	545	2	578	580	-35	-6.0	7.0	2	578	580
木材・家具			92	92		104	104	-12	-11.5	1.2		104	104
紙・印刷			24	24		17	17	7	41.2	0.3		17	17
窯業・土石		1	49	50		42	42	8	19.0	0.6		42	42
金属・機械		1	198	199	3	144	147	52	35.4	2.6	3	161	164
その他		3	196	199	2	229	231	-32	-13.9	2.6	2	212	214
鉱業	鉱山		1	1		2	2	-1	-50.0	0.0		2	2
	土石採取業	1	26	27		26	26	1	3.8	0.3		26	26
	建設業	15	781	796	18	834	852	-56	-6.6	10.2	18	834	852
土木工事業		8	272	280	9	263	272	8	2.9	3.6	9	263	272
建築工事業		4	284	288	6	371	377	-89	-23.6	3.7	6	371	377
木造建築業		2	88	90	1	105	106	-16	-15.1	1.2	1	105	106
その他		1	137	138	2	95	97	41	42.3	1.8	2	95	97
交通運輸事業		1	303	304		372	372	-68	-18.3	3.9		372	372
陸上貨物運送事業		6	813	819	4	855	859	-40	-4.7	10.5	4	855	859

- 令和7年の全道の建設業における災害発生状況は
死亡 15件
死傷 796件
- 建設業の死傷災害は全体の約10.2%を占めている。
- 建設業の中では、土木工事業が全体の約3.6% (建設業の中では約35.2%)、建築工事業が全体の約3.7% (建設業の中では約36.2%) をそれぞれ占めている。

令和7年発生 of 死亡災害 (北海道)

- 全道の令和7年発生 of 死亡災害は49件と、1件 (2.1%) 増加した。
- 全道の令和7年発生 of 建設業の死亡災害は15件と、3件 (16.7%) 減少した。
- 全道の令和7年発生 of 死亡災害の内、建設業が占める割合は30.6%だった。

令和7年 業種別死亡災害発生状況 [確定]

令和7年確定値					北海道労働局			
業 種	令 和 7 年		令 和 6 年 同 期		対 前 年 比 較			
	死亡者数	構成比 (%)	死亡者数	構成比 (%)	全件数		交通事故を除く	
					増減数	増減率	増減数	増減率
全 産 業	49 (10)	100.0	48 (4)	100.0	1	2.1	-5	-11.4
製 造 業	6 ()	12.2	7 ()	14.3	-1	-14.3	-1	-14.3
鉱 業	1 ()	2.0	()		1	—	1	—
建 設 業	15 (1)	30.6	18 (1)	36.7	-3	-16.7	-3	-17.6
交通運輸事業	1 (1)	2.0	()		1	—		—
陸上貨物運送事業	6 (4)	12.2	4 (2)	8.2	2	50.0		
港湾運送業	1 ()	2.0	()		1	—	1	—
林 業	5 ()	10.2	4 ()	8.2	1	25.0	1	25.0
その他の事業	14 (4)	28.6	15 (1)	30.6	-1	-6.7	-4	-28.6

※ 本統計は、本年・昨年ともに把握した死亡者数の確定値である。
※ 死亡者数欄の()内は、交通事故による死亡者数で、内数である。

令和7年発生之死傷災害（名寄署）

- 名寄署管内の令和7年発生之死傷労働災害は145件（内、死亡1件）。
- 前年と比較して、死亡災害は1件減少、死傷災害は13件増加。
- 名寄署管内で発生した唯一の死亡労働災害が建設業であった。

令和7年 業種別労働災害発生状況

(確定)

名寄労働基準監督署

区分 業種別	令和7年			令和6年			対前年		業種割合 (%)	令和6年(確定)		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	1	144	145	2	130	132	13	9.8	100.0	2	130	132
製造業		24	24		31	31	-7	-22.6	16.6		31	31
食料品		8	8		19	19	-11	-57.9	5.5		19	19
木材木製品		11	11		8	8	3	37.5	7.6		8	8
紙・パルプ												
窯業・土石	1	1					1		0.7			
金属・機械				2	2		-2			2	2	
その他		4	4	2	2		2	100.0	2.8		2	2
土石採取業		2	2				2		1.4			
建設業	1	21	22		22	22			15.2		22	22
土木工事業	1	10	11		10	10	1	10.0	7.6		10	10
建築工事業		6	6		9	9	-3	-33.3	4.1		9	9
木造建築業		2	2		2	2			1.4		2	2
設備工事業		3	3	1	1		2	200.0	2.1		1	1
交通運輸事業		2	2		2	2			1.4		2	2
陸上貨物運送事業		14	14		9	9	5	55.6	9.7		9	9

- 令和7年の名寄署管内の建設業における災害発生状況は
死亡 1件（前年比1件増）
死傷 22件
- 建設業の死傷災害は全体の約15.2%を占めている。
- 建設業の中では、土木工事業が全体の約7.6%（建設業の中では約50.0%）、建築工事業が全体の約4.1%（建設業の中では約40.9%）をそれぞれ占めている。

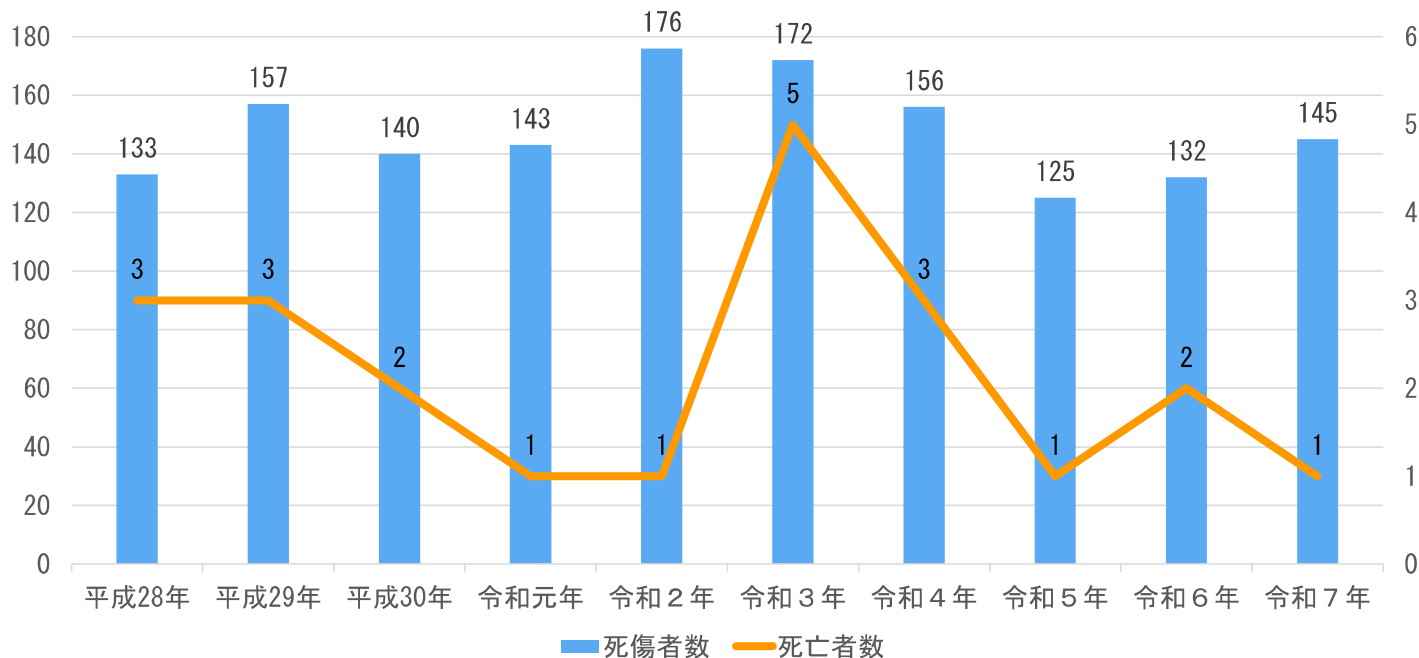
区分 業種別	令和7年			令和6年			対前年		業種割合 (%)	令和6年(確定)		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	1	144	145	2	130	132	13	9.8	100.0	2	130	132
建設業	1	21	22		22	22			15.2		22	22
土木工事業	1	10	11		10	10	1	10.0	7.6		10	10
建築工事業		6	6		9	9	-3	-33.3	4.1		9	9
木造建築業		2	2		2	2			1.4		2	2
設備工事業		3	3		1	1	2	200.0	2.1		1	1

- 名寄署管内の令和7年発生之死傷労働災害は145件（内、死亡1件）。
- 前年と比較して、死亡災害は1件減少、死傷災害は13件増加。
- 名寄署管内で発生した唯一の死亡労働災害が建設業であった。
- 令和7年の名寄署管内の建設業における災害発生状況は、死亡1件、死傷22件
- 建設業の死傷災害は全体の約15.2%を占めている。
- 建設業の中では、土木工事業が全体の約7.6%（建設業の中では約50.0%）、建築工事業が全体の約4.1%（建設業の中では約40.9%）をそれぞれ占めている。

死傷災害の推移（名寄署－全業種）

- 名寄署の全業種における死傷労働災害発生件数の推移は以下のとおり。
- 死亡災害は令和3年に5件発生し、死傷災害は令和5年以降増加傾向にある。

災害発生件数推移（死傷災害－全業種）

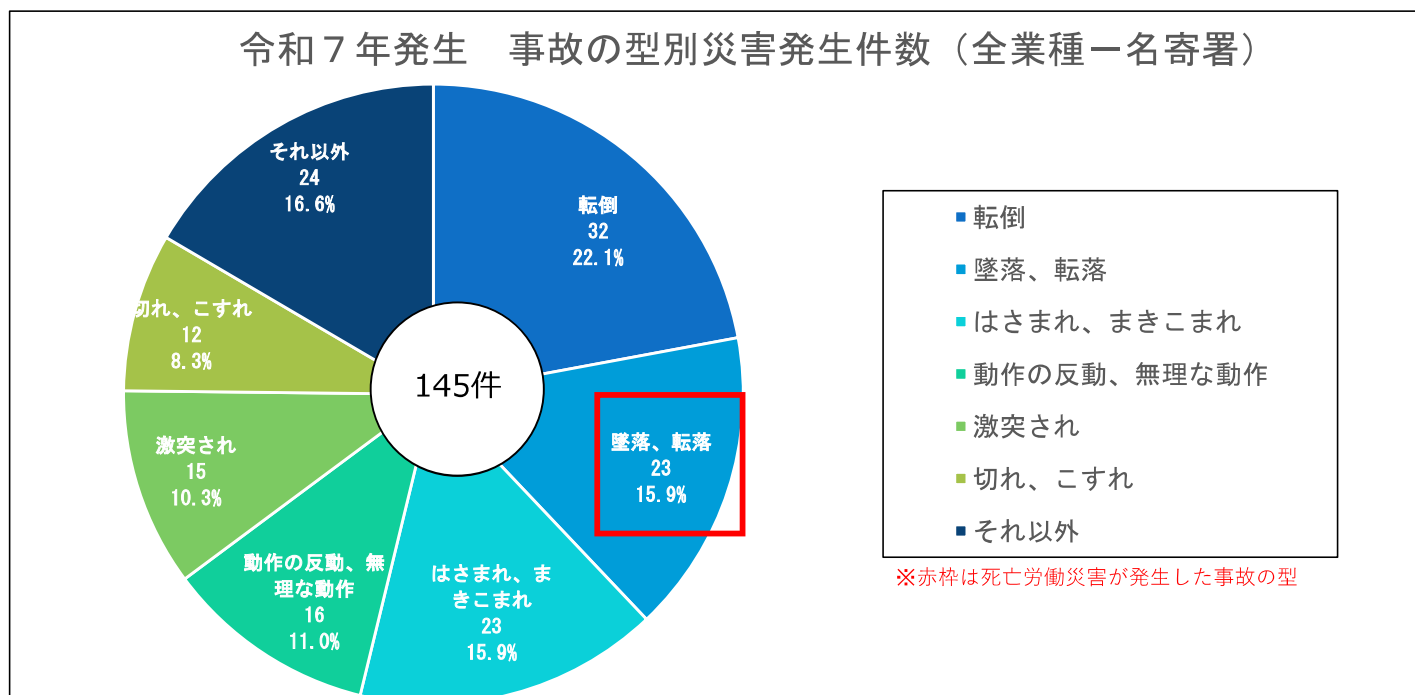


出典：労働者死傷病報告

令和7年発生 of 死傷災害（名寄署－全業種）

- 名寄署における令和7年発生 of 労働災害 of 事故 of 型別 of 内訳は以下のとおりです。
- 「転倒」が32件と最も多く、「墜落、転落」「はさまれ、まきこまれ」の23件と続きます。

令和7年発生 事故 of 型別災害発生件数（全業種－名寄署）

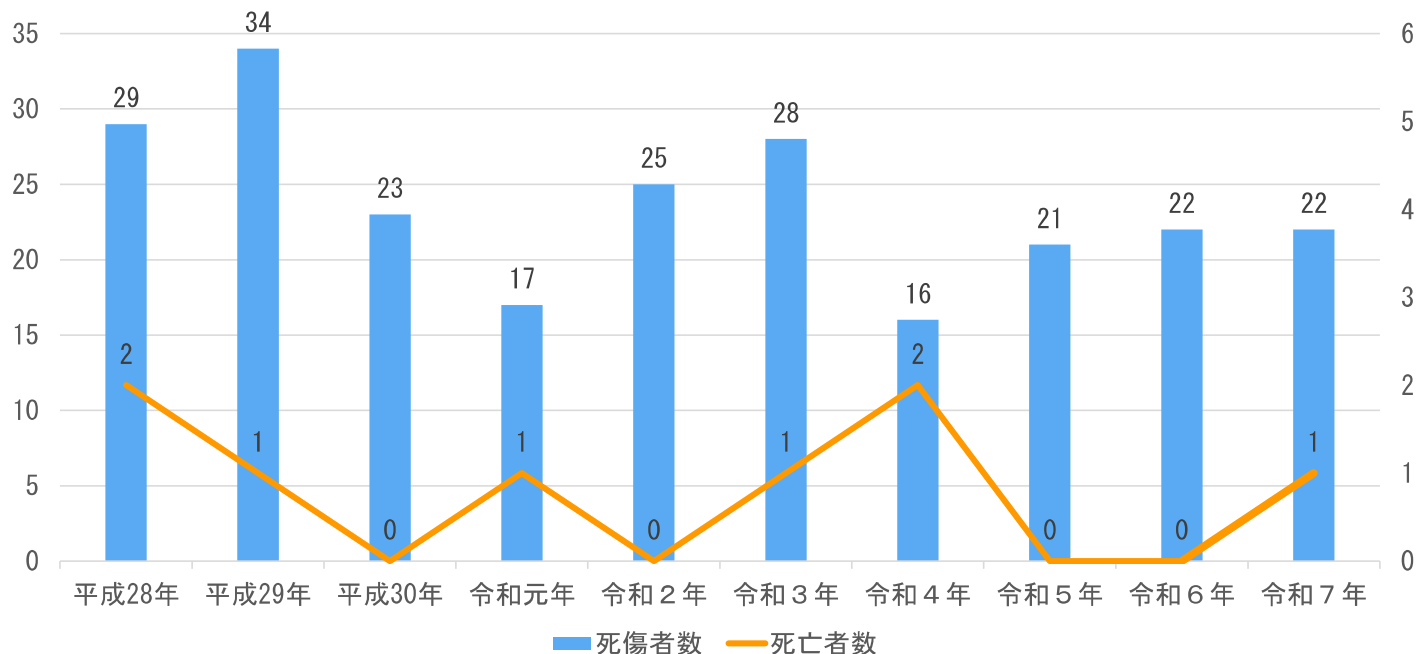


出典：労働者死傷病報告

死傷災害の推移（名寄署－建設業）

- 名寄署の建設業における死傷労働災害発生件数の推移は以下のとおりです。
- 死亡災害が2件発生している年もあり、死傷災害は令和4年以降微増傾向にあります。

災害発生件数推移（死傷災害－建設業）

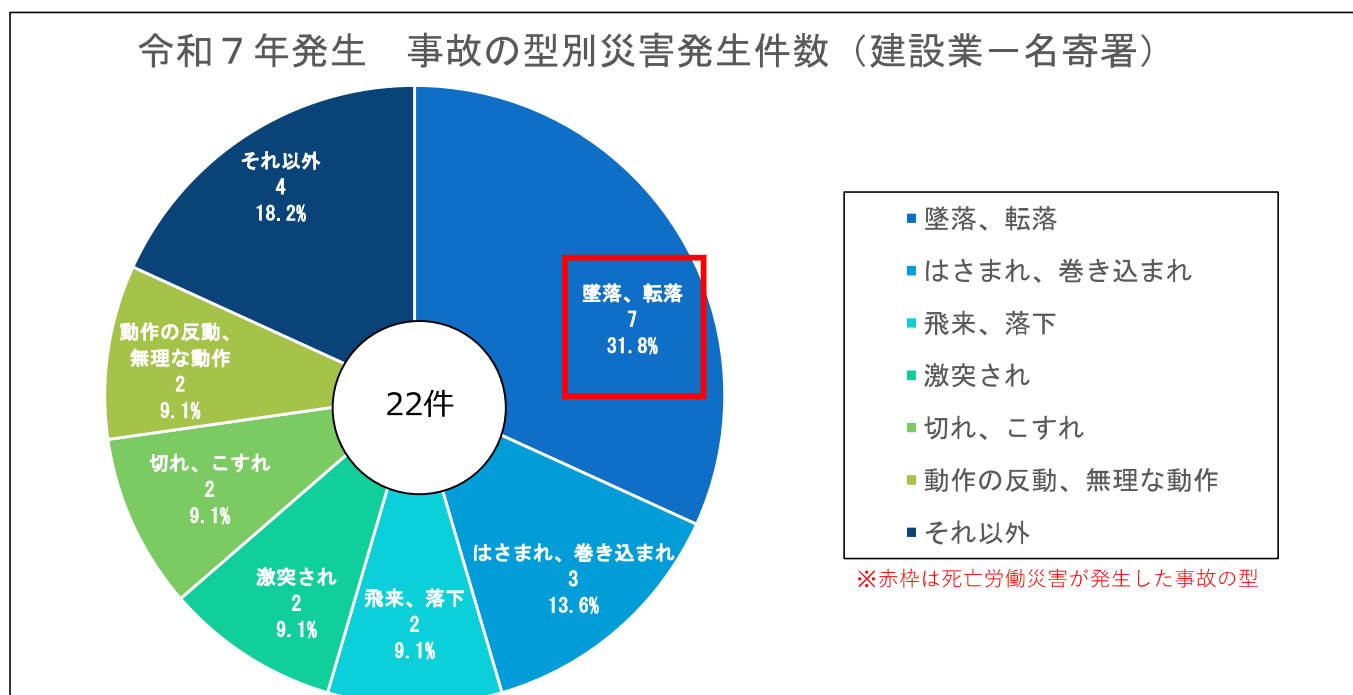


出典：労働者死傷病報告

令和7年発生 of 死傷災害（名寄署－建設業）

- 名寄署における令和7年発生 of 労働災害 of 事故 of 型別 of 内訳は以下のとおりです。
- 「墜落、転落」が7件と突出して多く、次いで「はさまれ、巻き込まれ」が3件発生しました。

令和7年発生 事故 of 型別災害発生件数（建設業－名寄署）



出典：労働者死傷病報告

名寄署における死亡災害事例について（建設業）

災害事例①

□ 災害の状況：

被災者は、河川敷にあるパークゴルフ場の維持管理業務において、低気圧の接近に伴う河川の増水に備え、コースの設備を回収する作業に従事し、増水して浸水していた管理道をトラックでバック走行していたところ、道路から逸脱して路肩から川へ転落したものの。

□ 再発防止対策：

路肩等の転落のおそれのある場所においては、誘導者を配置する、誘導者を配置しない場合はガードレールを設ける、等の措置を講じ、転落防止措置を徹底する。

災害事例②

□ 災害の状況：

被災者は委託を受けた施設の屋根の雪下ろし作業で、屋根上に上がり雪庇を落としていたところ、足元の雪が屋根を滑り出し、雪とともに地上に墜落し、雪に埋まったもの。（2名死亡）

□ 再発防止対策：

要求性墜落制止用器具の着用を徹底し、墜落防止措置を講じること。屋根の構造、雪庇の状態、墜落制止用器具を掛ける場所等を、事前に確認して作業者に共有すること。

災害事例③

□ 災害の状況：

被災者は、管理用道路上において、草刈り機用アタッチメントを装着した農業用トラクターを運転し、用水路脇の草刈り作業を行っていた。その際、トラクターが用水路側に横滑りし体勢を戻そうとしたがバランスを崩し、トラクターが横転して用水路に転落したものの。

□ 再発防止対策：

乗用草刈り機による運転を実施する前に、作業場所の状況（傾斜、溝、凹凸等）を調査・把握し、作業範囲を適切に決定すること。

全道各署の死亡労働災害の発生状況は、北海道労働局HPにて公表されています！



北海道労働局HP

令和 8 年発生 の 死傷災害（北海道）

- 全道の令和 8 年発生（5 月末時点、以下同）の労働災害件数は2,507件（内、死亡15件）で、前月より458件増。
- 前年同期と比較して、死亡災害は11件減少、死傷災害は163件（6.1％）減少。

令和8年 業種別労働災害発生状況 その1

		令和8年5月末現在						北海道労働局					
業種別	区分	令和 8 年			令和 7 年			対 前 年		業種割合	令和 7 年 確 定 値		
		死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	(%)	死亡	休業	合計
全産業合計		15	2,492	2,507	26	2,644	2,670	-163	-6.1	100.0	49	7,730	7,779
製造業	製 造 業	2	369	371	2	363	365	6	1.6	14.8	6	1,103	1,109
	食 料 品		181	181		180	180	1	0.6	7.2	1	544	545
	木 材 ・ 家 具		31	31		32	32	-1	-3.1	1.2		92	92
	紙 ・ 印 刷		7	7		7	7			0.3		24	24
	窯 業 ・ 土 石	2	15	17		17	17			0.7	1	49	50
	金 属 ・ 機 械	71	71	1	57	58	13	22.4	2.8	2.8	1	198	199
	そ の 他	64	64	1	70	71	-7	-9.9	2.6	2.6	3	196	199
	鉱 山											1	1
	土 石 採 取 業		3	3		10	10	-7	-70.0	0.1	1	26	27
	建 設 業	5	233	238	8	243	251	13	5.2	9.5	15	781	796
建設業	土 木 工 事 業		75	75	2	94	96	-21	-21.9	3.0	8	272	280
	建 築 工 事 業	2	82	84	3	88	91	-7	-7.7	3.4	4	284	288
	木 造 建 築 業	3	26	29	2	24	26	3	11.5	1.2	2	88	90
	そ の 他		50	50	1	37	38	12	31.6	2.0	1	137	138
交通運輸事業		102	102		137	137	-35	-25.5	4.1	4.1	1	303	304
陸上貨物運送事業		3	313	316	2	300	302	14	4.6	12.6	6	813	819

- 令和 8 年の全道の建設業における災害発生状況は
死亡 5 件
死傷 238件（前月 + 44件）
- 建設業の死傷災害は全体の約 9.5%を占めている。
- 建設業の中では、土木工事業が全体の約3.0%、建築工事業が全体の約3.4%をそれぞれ占めている。

令和 8 年発生 の 死亡災害（北海道）

- 全道の令和 8 年発生 の 死亡災害は15件と、前年同期より11件（42.3％）減少した。
- 全道の令和 8 年発生 の 建設業の死亡災害は5 件と、前年同期より 3 件（37.5％）減少した。
- 全道の令和 8 年発生 の 死亡災害の内、建設業が占める割合は33.3%だった。

令和8年 業種別死亡災害発生状況 [速報]

令和8年5月末現在					北海道労働局			
業 種	令 和 8 年		令 和 7 年 同 期		対 前 年 比 較			
	死亡者数	構成比 (%)	死亡者数	構成比 (%)	全件数		交通事故を除く	
					増減数	増減率	増減数	増減率
全 産 業	15 (3)	100.0	26 (6)	100.0	-11	-42.3	-8	-40.0
製 造 業	2 ()	13.3	2 ()	7.7				
鉱 業	()		()					
建 設 業	5 ()	33.3	8 ()	30.8	-3	-37.5	-3	-37.5
交通運輸事業	()		()					
陸上貨物運送事業	3 (1)	20.0	2 (2)	7.7	1	50.0	2	-
港湾運送業	()		()					
林 業	()		5 ()	19.2	-5	-100.0	-5	-100.0
その他の事業	5 (2)	33.3	9 (4)	34.6	-4	-44.4	-2	-40.0

令和 8 年発生 の 死傷災害（名寄署）

- 名寄署管内の令和 8 年発生 の 労働災害は33件、死亡労働災害は発生していません。
- 前年と比較して、死傷災害は11件（25.0%）減少。

令和8年 業種別労働災害発生状況

令和8年（5月末 現在）

名寄労働基準監督署

区分 業種別	令和8年（5月末）			令和7年（5月末）			対 前 年		業種 割合 (%)	令和7年（確定）		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全 産 業 合 計		33	33		44	44	-11	-25.0	100.0	1	144	145
製 造 業		9	9		4	4	5	125.0	27.3		24	24
食 料 品		5	5		2	2	3	150.0	15.2		8	8
木 材 木 製 品		3	3		1	1	2	200.0	9.1		11	11
紙 ・ パ ル プ												
窯 業 ・ 土 石										1		1
金 属 ・ 機 械												
そ の 他		1	1		1	1			3.0	4		4
土 石 採 取 業					2	2	-2			2		2
建 設 業		2	2		8	8	-6	-75.0	6.1	1	21	22
土 木 工 事 業		1	1		3	3	-2	-66.7	3.0	1	10	11
建 築 工 事 業		1	1		4	4	-3	-75.0	3.0		6	6
木 造 建 築 業					1	1	-1			2		2
設 備 工 事 業										3		3
交 通 運 輸 事 業		1	1		1	1			3.0		2	2

- 令和 8 年 の 名寄署管内の建設業における災害発生状況は
死亡 0 件
死傷 2 件
- 建設業の死傷災害は全体の約6.1%を占めている。
- 建設業の中では、土木工事業と建築工事業が全体の約3.0%をそれぞれ占めている。

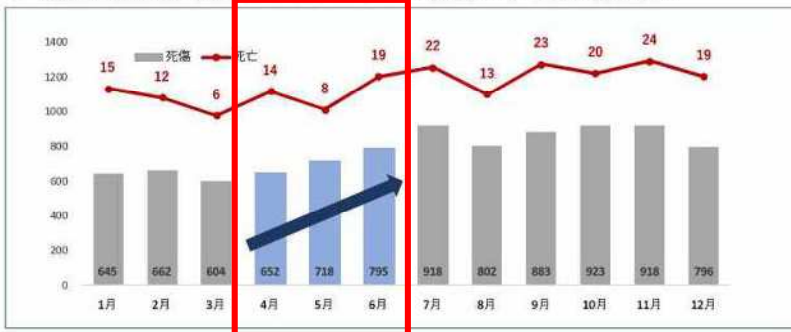
区分 業種別	令和8年（5月末）			令和7年（5月末）			対 前 年		業種 割合 (%)	令和7年（確定）		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全 産 業 合 計		33	33		44	44	-11	-25.0	100.0	1	144	145
建 設 業		2	2		8	8	-6	-75.0	6.1	1	21	22
土 木 工 事 業		1	1		3	3	-2	-66.7	3.0	1	10	11
建 築 工 事 業		1	1		4	4	-3	-75.0	3.0		6	6
木 造 建 築 業					1	1	-1				2	2
設 備 工 事 業											3	3

- 名寄署管内の令和 8 年発生 の 労働災害は33件、死亡労働災害は発生していません。
- 前年と比較して、死傷災害は11件（25.0%）減少。
- 令和 8 年 の 名寄署管内の建設業における災害発生状況は、 死亡 0 件、 死傷 2 件
- 建設業の死傷災害は全体の約6.1%を占めている。
- 建設業の中では、土木工事業と建築工事業が全体の約3.0%をそれぞれ占めている。

建設工事着工期労働災害防止運動

- ❑ 運動期間は毎年4月1日～6月30日（期間終了）。
- ❑ 5月の最終週（5月25日～5月31日）は**建設安全週間**でした。

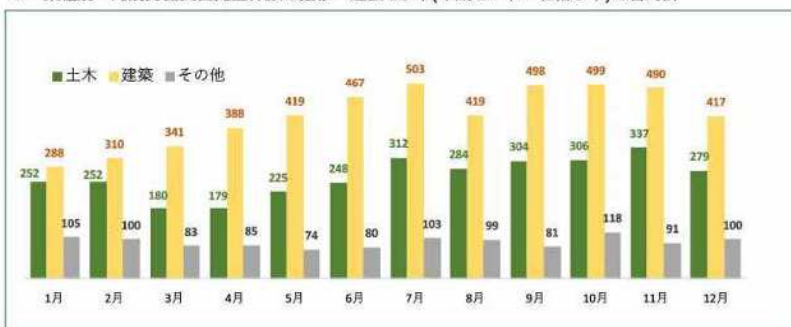
◆ 建設業の月別労働災害発生件数の推移 過去10年(平成27年～令和6年)の各月計



建設工事着工期労働災害防止運動期間となる4～6月は、建設業の労働災害発生件数が増加し、その後元の水準に戻りにくいという特徴があります。

4～6月の労働災害発生件数の増加を抑えることで、年間の労働災害発生件数の抑制につながります。

◆ 業種別・月別労働災害発生件数の推移 過去10年(平成27年～令和6年)の各月計



- ❑ 実施要項に基づく重点取組事項は以下のとおりでした。
- ❑ リーフレット等を用いて、関係労働者への周知及び教育を実施いただくようお願いします。
- ❑ 監督署でステッカーを配付しておりますので、必要な方はご来署ください。

建設工事着工期労働災害防止運動

STOP! 労働災害 運動期間 令和8年4月1日～6月30日

第14次労働災害防止計画の建設業の重点取組事項

- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの取組
- 「エイジフレンドリー指針」に基づく、職場環境の改善の取組
- 転倒災害防止対策の取組
- 外国人労働者に対する母国語による安全衛生教材を使用した教育の実施



建設工事現場に入場する方は、保護帽に着工運動のシールを貼り、全員参加で運動の機運を醸成させましょう。

《実施要綱に基づく重点取組事項》

- ❑ 各種安全衛生教育を確実に実施しましょう（店社、現場、協会社としてRA・KYT・TBM等）。
- ❑ 新規入場、配置替、能力向上教育等を確実に実施しましょう。
- ❑ 移動式クレーンや車両系建設機械等は、リスクアセスメントの評価に基づく作業計画を作成しましょう。
- ❑ 職長・作業主任者による適切な作業指揮を実施しましょう。
- ❑ 屋根、足場、はしご等からの墜落・転落災害防止措置を確実に行いましょう。
- ❑ 高所作業時に、フルハーネス型墜落制止用器具を使用しましょう。
- ❑ 通勤経路の交通ヒヤリマップの作成や、送迎運転者に対する業務の負担軽減に配慮しましょう。

建設工事着工期労働災害防止運動の実施要項やリーフレットのダウンロードはこちらから。

北海道労働局HP



北海道労働局ホームページ
「建設工事着工期労働災害防止運動」

厚生労働省 北海道労働局・労働基準監督署（支署）

【工事事務所などに掲示しましょう】

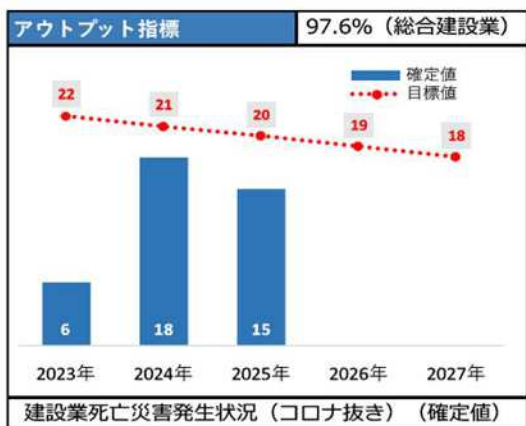
- 建設業の目標は、2027年までに2022年と比較して死亡災害を20%以上減らすことです。
- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントを再度確認及び教育しましょう。
- 各社にあった安全衛生対策を自発的に取り組んでいただくことが効果的です。

[illegible]

- 建設業の目標は、2027年までに2022年と比較して死亡災害を20%以上減らすことです。
- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントを再度確認及び教育しましょう。
- 各社にあった安全衛生対策を自発的に取り組んでいただくことが効果的です。

死亡者数を2022
年と比較して20%
以上減少させる

建設業における死亡者数は15人と**目標を達成**しました。
事故の型別内訳は墜落、転落8人、はさまれ・巻き込まれ2人、転倒・崩壊・倒壊、高温・低温の物との接触、有物等との接触、交通事故（道路）がそれぞれ1人でした。
墜落、転落災害のうち、半数の災害は操縦していた建設機械や動力運搬機からの路肩から転落したものです。高所からの墜落・転落災害防止対策に加え、建設機械等の路肩からの転落防止対策についても徹底する必要があります。



第99回 全国安全週間

- 運動期間：令和8年7月1日～7日
- 準備期間：令和8年6月1日～6月30日



(1) 安全衛生活動の推進

- 安全衛生管理体制の確立
- 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- 自主的な安全衛生活動の促進
- リスクアセスメントの実施 ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- その他の取組

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- 建設業における労働災害防止対策
- 製造業における労働災害防止対策 ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
- 高齢者に対する労働災害防止対策
- 外国人労働者に対する労働災害防止対策
- 派遣労働者に対する労働災害防止対策
- 特定自主検査の適正な実施
- 交通労働災害防止対策
- 熱中症予防対策
- 個人事業者等を含めた災害防止対策

令和8年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- 安全衛生管理体制の確立
- 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- 自主的な安全衛生活動の促進
- リスクアセスメントの実施
- その他の取組

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- 建設業における労働災害防止対策
- 製造業における労働災害防止対策

3 業種横断的な労働災害防止対策

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
- 高齢者に対する労働災害防止対策
- 外国人労働者に対する労働災害防止対策
- 派遣労働者に対する労働災害防止対策
- 特定自主検査の適正な実施
- 交通労働災害防止対策
- 熱中症予防対策
- 個人事業者等を含めた災害防止対策

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

中央労働災害防止協会 <https://www.jisha.or.jp>

労働者のみなさんサイト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp>

職場の安全、全国安全週間に関する情報は こちらで検索！

労働安全衛生 安全衛生 検索

中央労働災害防止協会 安全週間 検索

労働安全衛生等への届出は 電子が簡単！

届出入力支援サービス 検索

業種別の労働災害防止対策（建設業を含む）や、業種横断的な労働災害防止対策（高齢労働者、外国人労働者、熱中症対策、等）について掲げられています。要綱やリーフレットを確認し、各種労働災害防止対策を徹底お願いいたします。

指針・リーフレットはこちらから

中災防HP



はしご・脚立の取扱いについて

- はしご、脚立は身近な用具ですが、骨折などの重篤な災害が多数発生。中には死亡災害も。
- 使用上の注意事項をチェック。トラックの荷台から飛び降りたりせず、3点支持の徹底を。

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)

現場名 確認担当者名

☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している

☐ (はしごをポルトで取付している場合) ポルトが緩んだり腐食したりしていない

☐ はしごの上部を、上端床から60cm以上突出している

☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている

☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない

☐ はしごの足元に、滑り止め(転倒防止措置)がある

☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい

☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときは、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安全距離527cm)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべて止まり位置の取付その他の転倒を防止するための必要な措置

「はしごや脚立からの墮落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)

現場名 確認担当者名

☐ 脚立は安定した場所に設置している

☐ 開き止めに確実にロックをかけた

☐ ねじ、ピン、のり、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない

☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている

☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる

☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない

☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する(3段目以下がよりよい)

☐ 作業は頭の真上でしない

☐ 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安全距離528cm)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏みさんは作業を安全に行うための必要な措置を有する

高さ2m以上の作業時は、墮落防止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墮落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

チェックリストはホームページからダウンロードすることができます。

厚生労働省HP



資材置場や物置等に印刷したリーフレットを配架し、チェックリスト代わりにご活用いただけます！

転倒災害防止対策

- 冬季以外も靴底に泥がついたり、濡れた床などで転倒災害が発生。移動するときは慎重に。
- 通路の整理整頓、床面の凹凸をなくす、足元の突起に目立つようなテープを貼るなど工夫を。



全業種版

転倒災害の防止のためには、融雪剤の散布、耐滑靴の着用、**資材置場の空間的な確保**等が必要なところ、これらには費用面、作業方法の面から、建設業者への負担が生じます。

建設業者の負担軽減のためには、発注機関の配慮が不可欠です。

高年齢労働者の労働災害防止対策

- 高年齢労働者の労働災害防止対策を講じるための指針が策定されました。
- 法令上の努力義務となりますので、ご注意ください。

事業者の皆様へ エイジフレンドリーガイドラインに替わる新たな指針です

高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました

概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（エイジフレンドリー指針）を策定しました。

このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策もまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。

高年齢者の労働災害発生率（休業4日以上労働災害発生率）（R6）

高年齢者の労働災害発生率（休業4日以上労働災害発生率）（R6）

社会的な高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

指針の主なポイントは決まりをご注意ください

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

事業者が講ずべき措置

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において協議審議するなど努めて話し合いましょう。

事業場における安全衛生管理体制の基本的体制

高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能低下等による労働災害の発生リスクについて、災害発生からリスクを洗い出し、対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

リスクアセスメントにおける危険度の洗い出しについては、職場のあんざんサイト（労働安全衛生局）に掲載されている「災害事例」や「ハザード事例」を参考にすることが出来ます。

2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（導入先）に高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

災害の危険性がある場合 足元・負荷のある歩行作業 警報装置での作業

階段にすりばきを設置する又は段差をなくしスロープとする リフトやスライディングボード等の導入 休憩をとりやすいため休憩の必要となる場合

取組の計画を立案する際に、職員の理解と対象として共通する事項とそれぞれの役割を、対象とした事項の取組を行うことが望ましいです。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

1. 安全衛生管理体制の確立等

- 経営トップによる方針表明及び体制整備
- 高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

2. 職場環境の改善

3. 高年齢者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況・体力の状況の把握

4. 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- 個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置
- 高年齢者の状況に応じた業務の提供
- 心身両面にわたる健康保持増進措置

5. 安全衛生教育

- 高年齢者に対する教育
- 管理監督者等に対する教育

中小企業事業者の皆様へ 令和8年度（2026年度）版

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

■ 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。

■ 高年齢労働者の雇用状況や対策、設備の対策を審査し、助金の交付を受けることができます。

■ 申請の前に、本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aをご確認ください。

補助金申請受付期間 令和8年5月20日（水）～10月31日（土）

ただし、専門家組合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日（月）

【注意】 申請期限に達した場合は、受付期間の途中でなくても申請受付を終了することがあります。

次のいずれもを満たす中小企業事業者が対象です（中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照）。

- ・1年以上事業を継続していること
- ・役員を専任、自社の労務保険適用の雇用労働者（50歳以上）が常時1名以上就労していること

I 専門家組合対策コース（職場環境改善・運動指導等）

以下の第1段階と第2段階に分かいた申請となります。

第1段階

A. 労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施

【補助対象】 労働安全衛生に係る外部専門家による、高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費

補助率：4/5

上限額：100万円

（※、Cの申請補助金を含む）

（※補助金を除く）

※外部専門家の代わり、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を添付して、右記の第2段階の申請から行うことも可能です（その場合は第1段階の申請は不要です）。

第1段階の申請期限は、令和8年8月31日までとされており、ご注意ください。

第2段階

B. リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策（熱中症対策は除く）

【補助対象】 リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策（熱中症対策は除く）が補助対象となる経費（設備、運送労働者を含む）が補助対象となる経費に該当していること。

補助率：1/2

上限額：100万円（A、Cの申請補助金を含む）

（※補助金を除く）

第2段階

C. リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策（熱中症対策は除く）

【補助対象】 リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策（熱中症対策は除く）が補助対象となる経費に該当していること。

補助率：1/2

上限額：100万円（A、Bの申請補助金を含む）

（※補助金を除く）

II 熱中症対策コース

【補助率：1/2 上限額 100万円（補助金を除く）】

【補助対象】 熱中症環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う設備・装置の導入に要する経費

III コラボヘルスコース

【補助率：3/4 上限額 30万円（補助金を除く）】

【補助対象】 コラボヘルス等の労働者の健康保持推進のための取組（※組合への健康診断実施のデータ提供を含む）に要する経費

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

高年齢労働者の労働災害防止のため、発注機関として、作業方法や費用負担の面からのご協力をいただくと幸いです。

なお、**令和8年度エイジフレンドリー補助金**の案内がありますので、周知型ご協力をお願いいたします。

熱中症対策

- 令和7年6月1日から、**熱中症に係る改正法令が施行**されました。



「**WBGT28度以上**又は**気温31度以上**の環境下で**連続1時間以上**又は**1日4時間を超えて実施**」が見込まれる作業が対象です。

講ずべき措置は、「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」です。

- 毎年、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」が公開されます。
- 取組期間は5月～9月（重点取組期間は7月）です。



各種熱中症対策を講じられるよう、費用の負担等についてご配慮お願いいたします。

- **法令の措置**：熱中症になった労働者に対する適切な措置（早期の発見、身体の冷却、医療機関への搬送）を講じるよう定められています。
- **クールワークキャンペーン**：熱中症防止に係る適切な措置（WBGTの把握、水分・塩分の用意、健康状態の確認）を講じるための方法について、すべきことが掲げられています。

足場にかかる法改正

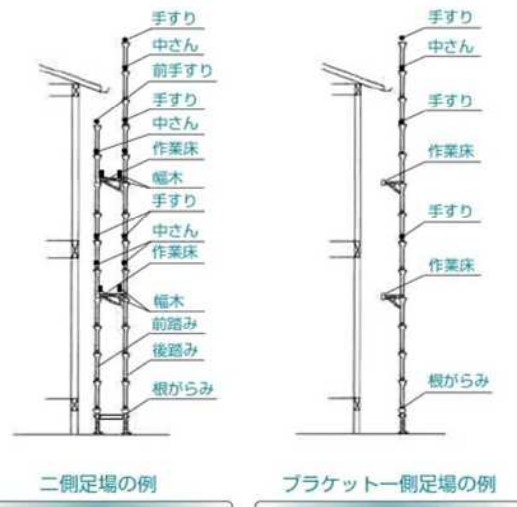
安衛則第576条各項

足場の点検について法定の事項を実施する必要があります。

第561条の2

事業者は、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。

ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。



令和6年4月より、法令の改正がなされ、「**本足場の原則義務化**」が施行されました。

資材高騰の影響もあることから、**建設業者の費用負担について**特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

その他の労働災害対策（蜂刺され）

アナフィラキシーショックについて

危険!! 蜂刺され災害を防ごう

今年は、蜂刺されによる災害について、例年より多い傾向が見られます。一般的にスズメバチに刺される危険な時期は、7月～10月であると言われており、これからの季節、当分の間は注意が必要です。

つきましては、下記の蜂刺されによる労働災害防止対策及び資料を参考いただき、対策の徹底をお願いします。

- 【蜂刺されによる労働災害防止対策】
 - 1 作業前に作業場所の蜂の生息状況を確認すること。
 - 2 巣が確認された場合は指針等の刺激を与えないようにし、除去を行うまでは巣の近くでの作業は避けること。
 - 3 作業中に蜂が近づいた場合には、速やかに遠ざかること。
 - 4 蜂を刺さない服装等で作業すること。（スズメバチの場合、黒地の着衣等や香水、化粧品等で匂いのするものも避ける。）
 - 5 蜂が毎年発生する場所等で作業を行うときは、顔面を保護する防蜂網及び防護手袋等を着用すること。特に、蜂アレルギーのある者は必ず着用すること。
 - 6 蜂の咬虫対策スプレーを携帯すること。
 - 7 蜂に刺されたときの救急措置を周知すること。
- （刺された時の症状には、刺された場所まわりに現れる局所症状と、体中にできる全身症状があるので、症状を観察し直ちに応急措置を行うこと。移送する際には、背負わないで担架で運ぶこと。）

- 【刺されたら、落ち着いて次のように行動してください。】
- 刺された場所が鼻の近くなら、速やかに鼻から離れてください!!
- 蜂のハチに刺されると毒液（毒液）が血液中にまき散らされるため、多数のハチの攻撃を受けることがあり危険です。スズメバチが追いかけ回す距離は場により異なりますが、概ね10m～50m程度です。
- 傷口を流水（水道水など）でよく洗い流し、手で毒液を絞り出すようにします。水で洗うことは毒を海綿状の物質に染み込ませる危険があります。
- 腫部に虫刺されの薬（抗ヒスタミン薬）を塗ります。アンモニアは全く効果がありません。
- 以上の処置をした後、できるだけ速やかに医師の診察を受けてください。
- ショック症状（意識がもうろうとしたり、呼吸困難、血圧の低下）があれば緊急を要します。すぐに119を通報し、救急車を要請してください。【小野市消防本部HPより】

- 8 若年労働者、臨時労働者等の経験の少ない労働者に対して、蜂刺され労働災害防止対策等の安全衛生教育を実施すること。
- 9 緊急連絡体制を整備し、労働者に周知すること。

- 【刺されたときの症状】
- 一般的な症状
- 激しい腫れと刺された場所が赤く腫れる。腫れが取れた後も腫れや痛みがでる。
- 軽症
- 痒み、腫れ、赤み、痛みを感じる。
- 重症
- 喉が詰ったような感じや胸苦しさを感ずる。
- 口の渇き、腹痛、下痢、嘔吐、頭痛、めまい
- 重症
- 意識がもうろうとする。
- さらに悪化すると、発汗、意識消失、血圧の低下がみられる。
- アナフィラキシーショックを起こして死亡することもある。
- ※ショック症状が見える時間は短い危険性が高い。【小野市消防本部HPより】

鳥取労働局 健康安全課

蜂刺され対策用の自己注射器について

蜂刺されによる死亡災害は、林業などの蜂との接触機会が多い山で働く人ほどとより、近年特に国民の自然に触れ合う機会の増加や生活の山間部への接近などから、一般の人々にも蜂刺されの被害が多くなってきており、厚生労働省の人口動態統計によると、増加はあるものの近年は全国で毎年20～30人が亡くなっています。

蜂刺され被害は、最悪に起因するアナフィラキシーショックによるもので、この補助治療薬としてアドレナリンの自己注射器（商品名：エピペン®）があります。

この治療薬については、国有林において平成7年から「治療的扱い」として当時製造・販売されていた米国から輸入し、現場職員に所持させ、効果を上げていました。このため、民有林においても自己注射器の使用について強い要望が出され、平成15年8月1日に、厚生労働省から承認され、販売が開始されました。

このことにより、自己注射器の使用が、民有林の作業従事者も使用可能となり、蜂刺され死亡災害の発生が抑えられています。



図：エピペン®自己注射の方法



カリーキップを開き、エピペンの針先を、片手でしっかりと握り、もう片方の手で黄色の安全キャップを外す。

大腿の前外側（膝の上）に刺す。針先は、針先を皮膚に刺す。針先を皮膚に刺す。



注射後、オレンジ色のコードがカリーキップから抜けるまで待つ。

なお、エピペンに関する情報連絡等については下記のとおりです。

【エピペンに関する情報入手方法】

○エピペンの専用のウェブサイト

<https://www.epipen.jp>

※ここでは、エピペンの使用方法等を知ることができます。

1 刺されて30分以内に症状がでます。症状が出たらエピペンを使いましょう。

2 30分以内に死亡する事例も。林業現場では、30分以内に救急病院搬送は困難です。**各自エピペンを携帯**しましょう。

3 使い方がわからないと命取りに。シーズン初めに使用方法を教育しましょう。

特に、林業での作業の場合は、**蜂刺され災害やクマによる災害**にもご配慮いただきますようお願いいたします。

3

- ・ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進について
- ・ 石綿障害予防について

ひと、くらし、あいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進について

□ 「個人事業者等」とは

- 「個人事業者等」には、**個人事業者**のほか、**中小事業者の代表者又は役員**も対象です。

事業者・一人親方の皆さまへ

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づき法令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に關して定められている以下の4つの場合で、作業場所に出入する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、重た稼働の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び压力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、重機運転など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への稼働禁止、立入等が可能な箇所の退避、退避後の作業中止の措置を行う場合、その場所で行う労働者以外の人にもその対象とする。
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること。
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること。

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務付けられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる必要がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること。

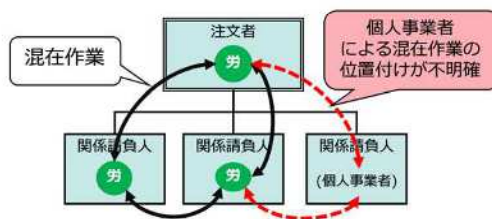
今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等での例外的に作業を行わせる場合に限られますが、それ以外の場面であっても、

① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが義務付けられます。

厚生労働省 労働安全衛生局・労働基準監督署 2024年4月作成

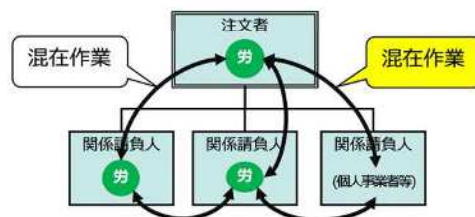
（参考）注文者等が講じるべき措置（作業間の連絡調整）のイメージ

《現行》



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

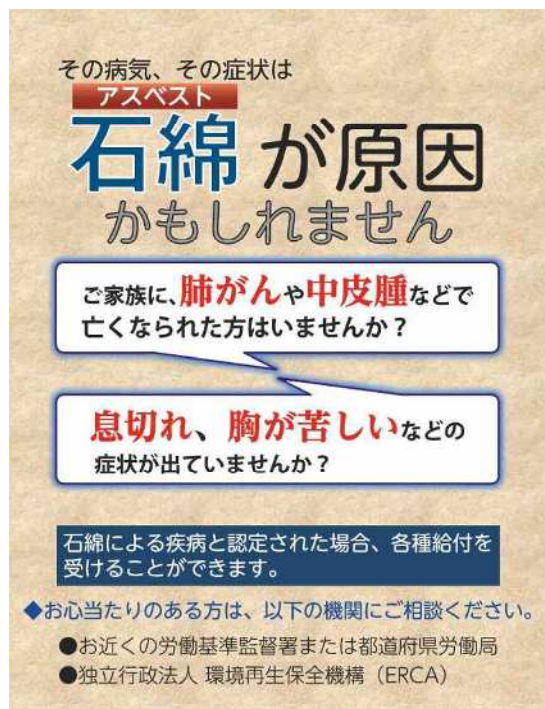
《見直し後》



「個人事業者等」の労働災害防止措置に係り生じる各種負担についても、発注機関としてご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

石綿障害予防について

- 石綿による健康被害を防止するため、石綿則に基づく措置を徹底する必要があります。



- 石綿は、**肺がん**や**中皮腫**などの深刻な疾病の原因となる物質です。
- 切断等を伴う石綿除去作業等により、現場作業に従事する労働者が石綿にばく露する可能性があります。
- 労働者の石綿のばく露を防止するため、
 - 事前調査の実施
 - 有資格者の選任及び特別教育の修了
 - 飛散抑制・隔離措置・保護具着用等を徹底する必要があります。
- 適切な事前調査の実施や確実な隔離措置の実行のためには、**適切な費用が必要です**。（移動、分析調査、養生足場やシートの設置、各機材の設置 等）
- 労働者の健康被害防止のため、適切な予算の計上をお願いいたします。

- 令和5年10月1日以降着工の工事において、「建築物石綿含有建材調査者」による事前調査の実施が義務化されております。
 - 「特定建築物」「一般建築物」「一戸建て等」による資格の区分があります。
- 令和8年1月1日以降着工の工事において、「工作物石綿事前調査者」による事前調査の実施が義務化されました。
 - 一部の工作物について、事前調査者の講習受講が義務となりました。



- 事前調査は適切な方法により実施するよう必要があります。
 - 「目視」と「設計図書」による調査が基本です。
 - それらによっても石綿含有の有無が不明だった場合は、「分析調査」が必要です。
 - 建材の種類により必要な飛散防止措置が異なります。

石綿障害予防について

- 事前調査を実施したら、「石綿事前調査結果報告」を行う必要があります。
- 事前調査結果報告は、**元請事業者が行う**必要があります。
- 原則として「**石綿事前調査結果報告システム**」より報告していただく必要があります。

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者（元請事業者）の皆さまへ

石綿（アスベスト）の事前調査は施工業者（元請事業者）が必ず行う必要があります！

有資格者による事前調査

石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの調査（事前調査）は、「**建築関係**」の工事（新築以外）を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。

「**建築物**」の工事の事前調査は令和8年1月1日以降の工事から有資格者に行わせる必要があります。

石綿（アスベスト）の有無を調査する者（有資格者）は、以下のいずれかである必要があります。

- 4.1.4 事前調査を実施する者（有資格者）
- 4.1.5 事前調査を実施する者（有資格者）

事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等に対して事前調査結果報告を提出する必要があります。

事前調査結果の保存

事前調査の結果を記録し、記録の写しを除去等の作業中に現場に備えつづけること、作業終了後3年間の保存する必要があります。

石綿事前調査結果報告システム

報告システム画面イメージ

報告様式・項目イメージ

- 報告内容は、安衛法（石綿則）所管官署及び大防法所管官署へ通知されます。
- 調査有事の際には、事前調査結果報告の内容を確認し、実態を確認することがあります。

発注者に求められる措置

ビル、マンション、戸建て住宅の解体・改修工事を行う際は、石綿が使用されているかどうか事前に確認する必要があります。

石綿対策は「皆さま」に関する問題です

ビル、マンション、戸建て住宅の解体・改修工事を行う際は、石綿が使用されているかどうか事前に確認する必要があります。

石綿（アスベスト）とは

石綿は、珪素と酸素、鉄、マグネシウム、カルシウムなどからなる鉱物であることが知られています。2006年（平成18年）9月からは、石綿の除去が義務づけられ、石綿の除去が完了した建築物は、石綿が使用されているかどうか事前に確認する必要があります。

石綿が使用されているかどうか事前に確認する必要があります。

石綿が使用されているかどうか事前に確認する必要があります。

石綿が使用されているかどうか事前に確認する必要があります。

石綿事前調査結果報告システム

報告システム画面イメージ

事前調査の流れ

報告システム画面イメージ

発注者に求められる措置	措置の概要「石綿障害予防規則又は大気汚染防止法」
情報提供	- 工事を発注する建築物等の石綿の有無の調査（事前調査）が適切に行われるよう、石綿の有無を確認する上で有用な情報（設計図書、建築確認申請の副本等）を施工業者に提供する等の配慮をすること - 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務付けられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること
費用負担および工事への配慮	事前調査の費用及び石綿が使用されていることが明らかになった場合における石綿除去等工事に必要な費用を適正に負担するほか、工期、作業の方法に係る発注条件等について施工業者が法令を遵守して調査・工事ができるよう配慮すること
特定粉じん排出等作業の届出	吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材等が使用されている建築物等の解体等作業を伴う工事については発注者が地方公共団体へ作業実施届出書を提出すること